

三田市における中学校の部活動の地域移行について（案）

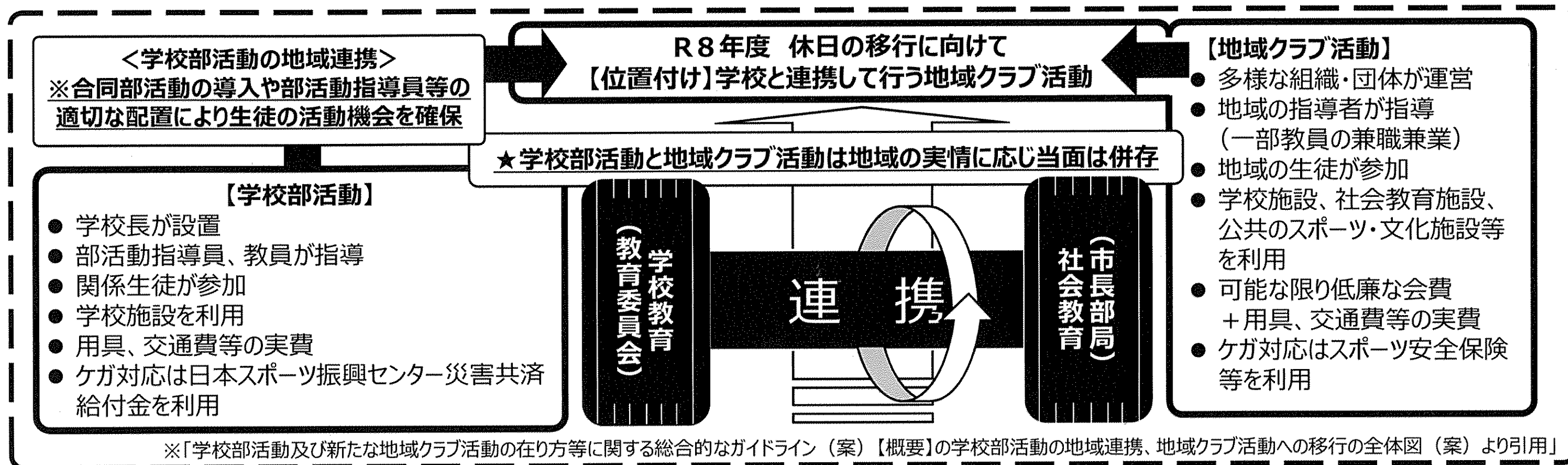
令和4年12月27日 総合教育会議
文化スポーツ課 / 学校教育課

資料 1

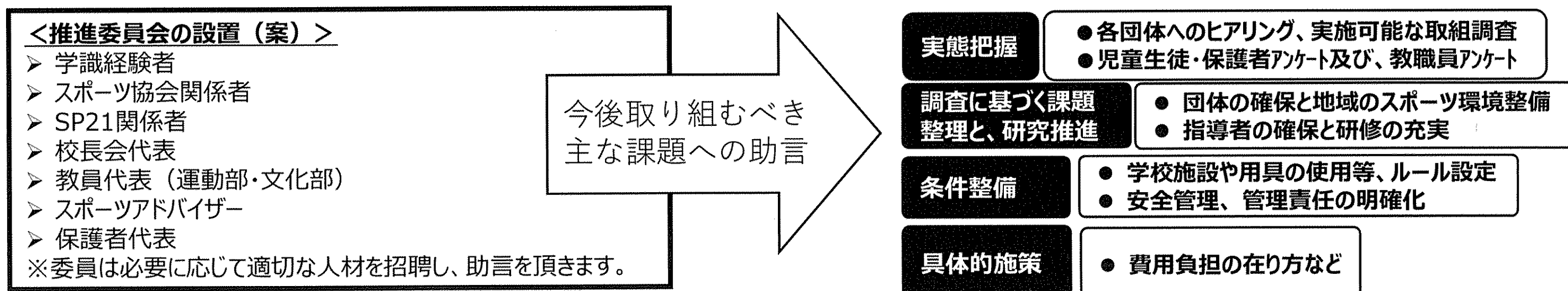
1. 方向性・目指す姿 <学校から地域へ 学校部活動の意義を継承し、地域のスポーツ・文化活動を通じた生徒の新しい居場所づくりをすすめる>

- ◆ 将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことが出来る機会を確保する。
 - ◆ 学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備する。**
 - ◆ 「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。**」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備する。
 - ◆ 地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、**体験格差を解消することが重要。**
- ※「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）【概要】より抜粋」

2. 学校教育と社会教育の連携イメージ（案） ～両輪として機能し、推進する体制を～



3. 推進体制について（案） <市が主導する地域移行について必要な助言や諸課題の解決に向けて協議するなど、円滑な実施に向けた推進委員会の設置>



三田市立幼稚園再編計画の進捗状況について

三田市立幼稚園再編計画(以下「計画」といいます。)の現在の進捗状況について次のとおり報告します。

1 三田市立認定こども園運営方針等検討委員会の設置について

三田市立幼稚園の再編を円滑に推進するとともに「三田市立認定こども園」の開設に向けて必要な事項の協議又は意見交換を行うため、東地域と西地域にそれぞれ、地域、保護者の代表、各幼稚園の職員等を委員とする三田市立認定こども園運営方針等検討委員会(以下「検討委員会」といいます。)を設置しました。

(1) 現在までの開催状況

	東地域	西地域
第1回	令和4年8月2日(火)	令和4年8月4日(木)
第2回	令和4年10月28日(金)	令和4年10月27日(木)

(2) 議事項目

第1回	ア 通園バスの基本的な考え方について イ 認定こども園整備期間中の保育場所について ウ 令和5年度向け園児募集について
第2回	ア 認定こども園整備期間中の保育場所について イ 1号認定子どもの預かり保育時間の料金について ウ 認定こども園での給食について(提供方法及び費用) エ 通園バスの安全確保について

2 通園バスについて(第1回・第2回)

(1) 通園バスの基本的な考え方について(第1回)

これまでの再編計画(案)についての意見交換会等において、通園手段(バス)について、多くのご意見をいただいたことから、保護者の皆さんの利便性と長時間乗車の回避の均衡等を図るため、次の「基本的な考え方」をお示しました。

【基本的な考え方】

台数	乗車時間の目安	停留所の考え方	委託・直営	バスの所有	備考
各認定こども園に2台ずつ 計4台 (18人・12人乗り)	概ね50分以内 (添乗員同乗)	基本ルートを基に新入園児の居住場所により設定	委託	リースor購入	車庫は各幼稚園

※登降園のルート運行以外に、遠足等にもバスを利用

※バス運行時の連絡方法は、システム活用を検討(運行管理アプリ等)

※通園バスは、閉園する園の園区内にお住いのお子さんで認定こども園を「幼稚園」として利用される方を対象としています。

(2) 通園バスの安全確保について(第2回)

通園バスへの置き去りにより園児が死亡するという痛ましい事故を踏まえ、園児や保護者の皆さんが安心して通園バスをご利用できるような仕組みや取り組みについて検討していることを報告しました。

通園バスの置き去り防止のための取り組み

【システム導入による予防】

- ・バスの利用や登降園に係るシステムの導入

【保育者等による予防】・・・複数の保育者等による異なる段階での確認

- ・降車時の同乗者、運転者による点呼確認
- ・園児受け入れ時の園の職員による確認
- ・クラス担任による教室での確認

【バスへの安全装置の導入等】

- ・バスに安全装置を設置することで置き去りを防止
- ・車外からバス内部への視認性を確保(車内が見えない状況避ける)

【園児へのはたらきかけ】

- ・通園バスを利用する園児に対する万が一に備えた事前の練習の実施

【安全管理に関するマニュアル】

- ・通園バス運行の安全に関するマニュアル等の作成、適宜見直し、職員間の周知共有

検討委員会での主な意見

- ・子どもたちや保護者が安心して利用できるバスにしてほしい。
- ・乗車時間についてはできるだけ園児の負担にならないような工夫をしてほしい。
- ・閉園する園をバスの乗車場所として設定してもよい保護者はいる。そのことで、乗車時間を短くすることはできるのではないか。その際は、バスの経路については保護者の導線にも配慮して設定してほしい。
- ・バス通園により、保護者や園教諭との結びつきが減ってしまうと残念
- ・バスの同乗者については、バスの乗車時間だけではなく園での生活も含めて安心できるように配慮してほしい。
- ・通園に当たっての危険箇所についてはあらかじめ検討委員会で協議等をしてほしい。

3 認定こども園整備期間中の保育場所について【広野幼稚園、志手原幼稚園】(第1回・第2回)

認定こども園の開設に当たっては、広野・志手原幼稚園を活用することとしており、次の改修工事が必要となります。園児の皆さんの安全を確保するためにも、改修中は園舎の利用を停止する必要があるため、その間の保育場所を確保する必要があります。

名称	改修等する園舎	実施	内容	期間
(仮称)三田西認定こども園	広野幼稚園	R5	改築	約3か月
(仮称)三田東認定こども園	志手原幼稚園	R6	増築+改築	約1年

(1) (仮称)三田西認定こども園

学校及び市教育委員会と協議を行い、広野小学校において2部屋の保育室を確保するめどが立ったことから、広野小学校の余裕教室を活用して、園舎を使用できない間の保育等を行うこととします。

【スケジュール(案)】

令和5年 7月～8月	広野小学校教室にパーテーション、カーペット、情報端末回線等の設置等
9月～11月中旬	広野小学校教室を使用して広野幼稚園児の保育を実施
11月中旬	広野幼稚園舎改修工事完了、小学校教室復旧、園舎での保育再開

(2) (仮称)三田東認定こども園

ア 以前の計画(案)は、小野幼稚園での保育を予定していたところ、出張意見交換会において「志手原小学校舎で保育はできないか」とのご意見がありました。

これを踏まえて、小学校及び教育委員会との調整を行い、整備期間中の校舎使用は可能となりましたが、①園児にとっては生活動線が広範囲となり、安全面の不安や日常的な不便があること、②園児にとってトイレが利用しにくいこと、③これらの状態がおよそ1年継続すること、の懸念があり、PTAの皆さんにこれらの懸念をお示した上で、意見交換を行いました。

【志手原 PTA 意見の概要】

- ・通園予定の保護者に聞き取りをしたところ、芝生がないなら小野幼稚園などの他の園での保育が良いという意見が多かった。
- ・校舎を利用する場合には園児のトイレの利用が心配
- ・小学校との交流を継続したい。ただ、幼稚園の先生が校舎の利用では保育がしにくいということであれば、他園で保育することもやむを得ない。

イ 上記のご意見を踏まえて、市で検討を行い、次の方針をお示しいたしました。

- ①令和6年度に実施される志手原幼稚園舎の改築期間中(令和6年4月～翌年3月を予定)、園児は小野幼稚園において保育を行う。
- ②園児は、志手原幼稚園から小野幼稚園までバスにて送迎(預かり保育の利用は除く。)する。
- ③預かり保育は、現状の実施状況を踏まえて支障がないよう行う。
- ④令和5年度には幼稚園児の交流を行う。
- ⑤小野幼稚園は先立って施設等の修繕等を行う。
- ⑥小野幼稚園及び志手原幼稚園に必要な職員を配置し、子どもたちが安心できる職員体制とする。

その結果、改築期間中に小野幼稚園にて保育を行うことについては、ご了解をいただきましたので、今後予算対応等を進めることとしています。

4 令和5年度向け園児募集について(第1回)

計画では、「認定こども園開設時に幼稚園として利用する園区内の1号認定こどもを優先して受け入れができるよう開設の前年度、統合する幼稚園の園区外からの入園募集を一定制限する」こととしています。

そこで、募集要項(案)について検討委員会に報告し、調整をさせていただいたうえで、募集を行いました。なお、令和5年度の市立幼稚園の園児見込数は別紙のとおりです。

5 1号認定子どもの預かり保育時間の料金について(第2回)

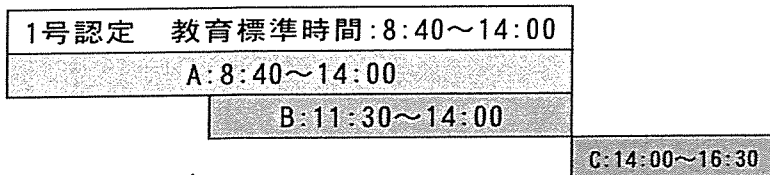
再編計画において、認定こども園では、夏休みなどの長期休業中を含めて週5日の預かり保育(~16:30)を実施することとしており、預かり保育料が定められていない時間帯があることから、新たに保育料を設定する必要がある時間帯があります。

市では、既定の延長保育料を参考として、保育料等を設定したいと考えており、具体的な料金の設定については現在検討中であることを報告しました。

〔なお、幼保無償化により、満3歳児以上の「保育の必要性」の認定を受けた方については上限1日450円、1か月11,300円まで公費で負担することとなり、その限度で保護者の負担が軽減されます。〕

○ 区分・保育料等について

	時間帯	保育料
A	8:40-14:00 長期休業中の預かり保育	検討中
B	11:30-14:00 午前中保育日の預かり保育	検討中
C	14:00-16:30 通常の預かり保育(全期間)	400円 160円/1h 現在の市立幼稚園と同じ



※再編計画に掲載している開設時間をもとに区分設定

※開設時間の区分等については現在検討中ですので、今後変更する可能性があります。

※2号認定のお子さんについての延長保育料は、三田保育所(下表)に準じて設定することを想定しています。

【参考】三田保育所における延長保育料

	時間帯	延長保育料	単価
イ	7:00-8:30	200円	約133円/1h
ロ	16:30-18:00	200円	約133円/1h
ハ	18:00-19:00	200円/30分	400円/1h

検討委員会での主な意見等

・働く保護者が利用しやすい預かり保育の時間を設定したほうが良い。

6 認定こども園での給食について(提供方法及び費用)(第2回)

(1) 土曜日、長期休業中、午前保育日の給食について

認定こども園の通常保育日は、市給食センターで調理した給食を提供しますが、土曜日、長期休業期間、午前保育日(以下「特定日」といいます。)における2号認定及び預かり保育を利用している園児については、市給食センターから給食を提供することができないことから、外部委託により給食を提供することとします。

(2) 費用負担等について

特定日における給食の費用負担については、現在の通常保育での負担のほか、市内他園の状況、1号認定と預かり保育利用・2号認定の各子どもの均衡等を踏まえて検討しています。

検討委員会での主な意見等

・安心して給食を提供できる業者を選定してほしい。
 ・給食費負担は具体的にはどのように考えているのか。→現在の給食費をベースにおやつに係る負担等も勘案して検討している。
 ・学校給食では人件費相当分は公費負担のはずであり、民間事業者であっても同様に考えるべき。

令和5年度市立幼稚園園児募集状況について

市立幼稚園園児数推移 (各年5月1日)

(単位:人) 2022/12/22

幼稚園名		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
広野	4歳	52	52	45	49	36	22	31	22	23	25	20	28	17	33	22	33	30	25	28	24	18	12	9	
	5歳	54	51	50	47	50	37	23	33	21	22	26	22	30	16	36	25	37	35	32	28	26	21	13	
	計	106	103	95	96	86	59	54	55	44	47	46	50	47	49	58	58	67	60	60	52	44	33	22	
本庄	4歳	13	15	8	14	9	6	14	9	8	2	6	7	7	6	6	4	3	5	3	2	4	1	2	
	5歳	15	12	15	7	15	10	6	13	10	8	2	6	7	7	7	7	5	3	7	3	2	4	1	
	計	28	27	23	21	24	16	20	22	18	10	8	13	14	13	13	11	8	8	10	5	6	5	3	
藍	4歳	27	19	28	12	20	13	9	14	14	10	11	16	17	17	9	9	7	9	7	6	8	2	4	
	5歳	30	27	20	26	12	22	12	9	15	20	10	11	16	15	17	10	9	9	9	8	5	8	2	
	計	57	46	48	38	32	35	21	23	29	30	21	27	33	32	26	19	16	18	16	14	13	10	6	
志手原	4歳	30	18	20	20	19	13	16	12	6	13	10	9	6	7	3	14	5	6	4	4	6	5	8	
	5歳	16	29	18	21	19	19	13	16	13	7	13	10	11	7	7	5	14	5	6	3	5	7	5	
	計	46	47	38	41	38	32	29	28	19	20	23	19	17	14	10	19	19	11	10	7	11	12	13	
小野	4歳	45	22	28	23	10	14	17	15	8	13	9	7	4	4	6	5	5	6	3	2	1	6	0	
	5歳	44	48	19	26	24	8	17	17	14	8	14	9	7	5	4	8	6	6	5	4	2	1	6	
	計	89	70	47	49	34	22	34	32	22	21	23	16	11	9	10	13	11	12	8	6	3	7	6	
母子	4歳	1	2	3	1	3	3	0	1	2	0	2	0	1	1	1	2	1	0	1	0	2	0	0	
	5歳	1	1	2	4	1	4	3	0	1	2	1	2	1	1	1	1	2	0	0	1	0	2	0	
	計	2	3	5	5	4	7	3	1	3	2	3	2	2	2	2	3	3	0	1	1	2	2	0	
高平	4歳	31	26	27	22	16	31	16	21	14	17	9	13	16	6	15	9	12	12	11	7	5	4	6	
	5歳	26	33	26	27	22	14	33	17	20	14	19	9	14	17	6	16	9	12	12	11	7	7	4	
	計	57	59	53	49	38	45	49	38	34	31	28	22	30	23	21	25	21	24	23	18	12	11	10	
三田	3歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	22	13	19
	4歳	89	89	84	79	76	64	80	51	66	54	59	80	62	66	67	65	51	56	45	34	32	22	15	
	5歳	99	86	91	83	75	76	61	81	54	69	58	61	80	66	70	62	65	51	57	43	35	32	23	
	計	188	175	175	162	151	140	141	132	120	123	117	141	142	132	137	127	116	107	102	102	89	67	57	
三輪	3歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	14	17	12
	4歳	74	77	75	83	59	65	44	53	56	37	34	37	37	32	36	29	18	23	12	25	21	14	17	
	5歳	92	76	73	77	87	55	64	42	54	54	38	38	42	41	32	34	32	21	23	16	25	22	14	
	計	166	153	148	160	146	120	108	95	110	91	72	75	79	73	68	63	50	44	35	65	60	53	43	
松が丘	3歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	
	4歳	40	48	27	29	12	22	17	13	12	9	11	25	12	8	9	13	7	4	6	4	8	6	3	
	5歳	55	33	48	25	30	13	21	17	14	13	11	13	26	12	9	8	13	8	5	7	4	10	6	
	計	95	81	75	54	42	35	38	30	26	22	22	38	38	20	18	21	20	12	11	11	12	16	19	
合計	3歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49	36	30	41
	4歳	402	368	345	332	260	253	244	211	209	180	171	222	179	180	174	183	139	146	120	108	105	72	64	
	5歳	432	396	362	343	335	258	253	245	216	217	192	181	234	187	189	176	192	150	156	124	111	114	74	
	計	834	764	707	675	595	511	497	456	425	397	363	403	413	367	363	359	331	296	276	281	252	216	179	

※表中の本庄、藍、志手原、小野、母子、高平、松が丘の網掛け部分は混合保育を示す。

↑
見込み

学校再編にかかる取組状況について(フラワータウン地区)

1. 概要

先の総合教育会議(R4.3月)において、三田市立学校のあり方に関する基本方針(H30.7月)に基づき、「適正規模に満たない学校を再編対象として示し、中学校のみならず、小学校の再編についても、学校の小規模化に伴う課題や望ましい教育環境について、保護者、地域と協議する場を設置し順次協議していく。」ことを決定しました。

これを受け、フラワータウンの小中学校で「学校のあり方検討会」を立ち上げ(R4.6月～)学校の小規模化に伴う課題や、望ましい教育環境などについて、学校地域運営協議会(コミュニティ・スクール)のメンバーを中心に保護者、地域の皆さまと意見交換を行うなど、重点的に取り組みを進めてきました。

この度、富士小学校と弥生小学校の再編について、両校区の意見を取りまとめるため、「三田市立学校再編地域協議会設置要綱」に基づき、地域協議会を組織し検討を進めていきます。

2. 学校のあり方検討会の開催状況

学校名	開催日			
	第1回	第2回	第3回	第4回
狭間中学校	7月23日(土)	10月13日(木)	—	—
武庫小学校	6月16日(木)	10月27日(木)	—	—
狭間小学校	9月8日(木)	10月24日(月)	—	—
富士中学校	7月13日(水)	10月21日(金)	—	—
富士小学校	7月19日(火)	10月18日(火)	11月25日(金)	—
弥生小学校	6月16日(木)	10月17日(月)	11月21日(月)	12月21日(水)

3. 主な意見の概要

- ・クラス替えだけでなく、より良くなるという統合のメリットを出してほしい。
- ・単学級にも複数学級にもそれぞれ、メリット・デメリットはある。
- ・再編を早くしてまちの活性化を進めることが大事。
- ・少ない人数は課題が多い、なるべく早く進めてほしい。
- ・統合後の場所については、市がリーダーシップをとって提案してほしい。
- ・小中一貫校も視野に、夢を持ち前向きに進んでいくのが良い。
- ・学校再編により地域が分断されるのはよくない。
- ・学校再編と跡地活用をセットで全体像を提案すべき。
- ・跡地活用の決定には時間がかかることから、再編決定後に協議するべき。

4. 「学校のあり方検討会」での意見を踏まえた方向性

- i 学校再編は中学校区内をもとに検討していく。

(現時点では、中学校区を超える小学校の再編については検討を行わない)

- ii 再編の検討については、小規模化の課題が大きい学校に着目し、弥生小・富士小から始めることとし、両校区の意見を取りまとめるため地域協議会を設置し、検討を進める。

5. 今後の予定

令和5年2月頃 第1回 富士小学校及び弥生小学校再編地域協議会(全体会)
以降、各校区で部会等を開催し検討、協議を開始

三田市立学校再編地域協議会設置要綱

(設置)

- 第1条 三田市立学校の再編について、再編対象校区内の地域（以下「対象地域」という。）としての意見をとりまとめるため、地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は、再編の対象となる学校（以下「再編対象校」という。）の組み合わせにより、対象地域に設置するものとし、協議会の名称は、三田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。
- 3 協議会の協議期間は、原則2年を限度とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、協議期間を延長することができる。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 再編の是非に関する意見のとりまとめ
- (2) 再編の時期に関する意見のとりまとめ
- (3) 通学手段等、再編に関する課題のとりまとめ
- (4) その他、再編に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、対象地域ごとに、次項に定める人数の範囲内で組織する。

- 2 協議会の委員は、対象地域内において、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (1) 小学校の保護者を代表する者 各小学校区から2名以内
 - (2) 中学校の保護者を代表する者 各中学校区から2名以内（ただし、再編対象校が中学校の場合に限る。）
 - (3) 区・自治会等地域を代表する者 各小学校区から2名以内
 - (4) 再編対象校の学校長 各1名
 - (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、協議が終了するまでの間とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 第1項の規定にかかわらず、協議会が会長及び副会長を置かないことを決定した場合は、会長及び副会長を置かないことができる。

5 前項の規定に基づき、会長及び副会長を置かない場合は、第8条に定める事務局が、その事務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は学校再編担当課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

2 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

3 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(招集の特例)

1 この要綱の施行後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

三田市子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査の結果について（速報）

1 目的

前回の調査から5年が経過し、その間に新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル化の進展など、子どもと保護者を取り巻く社会環境は大きく変化しました。ヤングケアラーなど今日的課題への対応も求められています。そこで、再度の調査により市内の子育て家庭の現況及びニーズを把握し、今後の取組みの方向性を判断するための基礎資料として活用するものです。

2 実施状況

市立小学校5年生から中学校3年生及びその保護者を対象にアンケート調査を行いました（調査期間：令和4年7月15日～8月4日、無記名、学校配布・郵送回収）。

前回と比較して、児童・生徒では約8%、保護者では約13%回収率が上昇しました。

	配布数（人） （子ども・保護者）	回収数 （人）	回収率		
			今回（R4）	前回（H29）	（対H29比）
小学5・6年生	2,118	1,199	56.6%	48.8%	+7.8%
中学生	2,769	1,372	49.5%	41.7%	+7.8%
保護者	4,887	2,569	52.6%	39.0%	+13.6%

3 相対的貧困率について

相対的貧困率は9.9%で前回比▲3.7%でした。

貧困線は209.3万円、等価世帯収入の中央値は418.6万円でした。

	今回（R4）結果	市前回（H29）	国（R2）※
貧困線	209.3万円	150.9万円	158.8万円
相対的貧困率	9.9%	13.6%	12.9%

※「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」（調査実施：令和2年度）

【世帯収入の回答】 回答2,238人/回収2,569人（回答率87.1%）

うち、相対的貧困9.9%（221人）、ひとり親9.6%（214人）※重複あり

4 概況（保護者の状況）

【世帯の経済状況】

世帯総収入を50万円単位で調査。最多は1,000万円以上。750万円以上の各選択肢で前回より微増。収入のある人数は、1人の回答が減り2人が増加。

【世帯の総収入】 1,000万円以上 17.1%（H29:8.5%、R2国15.3%）

【収入のある人数】 2人 69.4%（H29:61.9%）

【就労状況】

母親の半数はパート・アルバイト勤務（1か所）。正社員割合は前回より上昇したが国より低い。働いていない人は前回より減少、子育て優先を理由に挙げる人が半数。

【母親】 正社員	19.3%	(H29:15.9%、R2国 27.4%)
パート等（1か所）	50.0%	(H29:46.0%、R2国 42.8%)
働いていない	18%	(H29:23.9%、R2国 14.6%)

【暮らし向き】

現在の暮らし向きは、普通と答えた人が6割。大変苦しい・苦しいとの合計は改善。経済的理由による欠乏体験を問う設問においても、経験なしと答える割合は改善。

【暮らし向き】 普通	62.1%	(H29:40.8%)
大変苦しい・苦しい	23.8%	(H29:42.8%)

【生活の満足度】

生活の満足度を10点満点で質問、8点が最多。困窮層は5点から8点まで幅広く分散し低め。ひとり親は7点が最多。

【子どもとの関わり】

子どもの相手をする時間は、平日において3時間以上が減少し、1時間～2時間未満が最多。困窮層は平日、ひとり親は平日・休日も、子どもの相手をする時間が少なめ。

【子どもの相手】 3時間以上	15.6%	(H29:27.3%)
1時間～2時間未満	28.7%	(H29:22.7%)

【子どもの進学の見通し】

子どもが大学まで進学すると思う保護者は6割いるが、7人に1人（15%）はまだわからないと回答。ひとり親は5割強が大学進学の見通しを持っていると回答。

【進学の見通し】 大学まで	65.7%	(H29:74.3% (短大含む)、R2国 50.1%)
※ひとり親	55.1%	

5 概況（小学生・中学生の状況）

【生活の満足度】

生活の満足度は、小学生は10点が最多、中学生は8点が最多。

【勉強時間】

平日・土日ともに、小学生は30分以上1時間未満が最多、中学生は1時間以上2時間未満が最多。小学生は困窮層とひとり親で土日の勉強時間が少なめ、中学生はひとり親で平日・土日とも勉強時間が少なめ。

【勉強時間】	小学生	30分～1時間未満	平日 39%	土日 28.2%
	中学生	1時間～2時間未満	平日 30.4%	土日 27%

【放課後の過ごし方】

小学生・中学生とも自宅で過ごす割合が上昇。小学生は公園・広場が減少。

【放課後過ごす場所】	小学生	自宅	72.9%	(H29:55.6%)
		公園・広場	8.5%	(H29:18.8%)
	中学生	自宅	89.1%	(H29:58.4%)

【進学希望（中学生のみ）】

まだわからないと考える子どもが4人に1人（※前回選択肢なし）。大学までの割合は前回より減少し、高校までと答えた割合が上昇。

【進学の見通し】	大学まで	37.5%	(H29:67.6%、R2国49.7%)
	高校まで	25.4%	(H29:10.6%、R2国14.8%)

6 概況（コロナ、ヤングケアラー）

【コロナの影響】

4人に1人世帯収入が減り、残りの家庭では変化がなかった。支出が増えた家庭と変化がなかった家庭は約50%ずつ。困窮層において、生活に必要なものが買えなかった経験が高めで、家庭内のもめごとや不安・イライラが増えた割合も高め。

小学生は困窮層においてイライラや不安が増えており、中学生では困窮層とひとり親で夜遅くまで起きている回数が増加。

【イライラや不安】	増えた小学生	22.9%
【夜遅くまで起きている】	増えた中学生	24.3%

【ヤングケアラー】

平日、1日当たり3時間以上家族のお世話をしていると回答した小学生は、全体の1.1%（90人に1人）、中学生は0.7%（143人に1人）で国より低い。

今後、お世話の時間が長かった回答について精査・分析していきます。

7 今後の予定

現在、支援者ヒアリングを実施しており、今後さらに分析等をすすめて令和5年3月をめどに報告書にまとめる予定です。

<参考>

○貧困率の考え方について

生計を同一にしている家族の人数の情報を基に「等価世帯収入（世帯の年間収入を同居家族の人数の平方根で除したもの）」を算出します。

次にこの収入を低い順に並べ、中央値を特定します。その半分の金額が貧困線で、この金額を下回る層が「相対的貧困層」、全体における相対的貧困層が占める割合が「相対的貧困率」となります。

